

公園等を禁煙化します

～望まない受動喫煙の防止と子育て環境の向上のために～

本市では、本年4月1日に「相模原市健康づくり推進条例」を施行し、子どもから高齢者まで全ての市民が生涯にわたりいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すとともに、少子高齢化が進行する中、皆様に「子育てするなら相模原」として選んでいただけるまちとなるための取組を進めています。

こうした中、このたび望まない受動喫煙の防止や子育て環境の向上のため、公園等を原則禁煙化することとしましたのでお知らせします。

1 対象施設(カッコ内は施設数)

市立都市公園(625)、児童遊園(34)、屋外スポーツ施設(51)、ふれあい広場(40)及び子どもの広場(91)

2 開始日

令和5年10月1日(日)

※施設の規模や従来の利用状況等を勘案し、全面禁煙が困難な一部の施設は、指定の喫煙場所以外のエリアを禁煙とし、分煙化を図ります。

※地域団体等が管理を行っているふれあい広場、子どもの広場については、禁煙化に向けた準備が整い次第、順次実施します。

3 周知方法

各施設には禁煙標識を掲示し、その他、市ホームページや広報さがみはら(9月1日号)等で周知します。



問合せ先

健康増進課 米多

直通電話 042-769-8274

公園課 石田

直通電話 042-769-8243